

(平成22～23年度支援)

原状回復事業事例：群馬県伊勢崎市廃タイヤ等事案

事案の類型	スクラップ等回収業者による廃タイヤ等の不適正処理
事案の場所	群馬県伊勢崎市内
行為者	群馬県伊勢崎市内 A
規模及び種類	投棄面積；約1,480m ² 投棄量；約6,950m ³ (地上部3,500m ³ 、地下部3,450m ³) 廃プラスチック類(廃タイヤ)、金属くず、燃え殻、木くず等
支障のおそれ	過去2度にわたり火災を発生させており、今後も火災を発生させるおそれがある。また、廃タイヤ等に水がたまり、大量に蚊が発生している。さらに、廃タイヤ等が市道に散乱するなど、廃棄物の飛散流出が生じている。 なお、同地は工場や市道に隣接している状況にある。
対策工の概要	投棄された産業廃棄物は、地上部は分別・撤去し処分を行った。地下部については残置し、表面は再生採石により覆土した。
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量 4,511m ³ (1,956.83t) うち廃タイヤ 2,114m ³ (634.25t)
代執行費用	47,481,000円
支援した資金額	36,610,000円

代執行前



【事案概要】

行為者Aは、同地で廃タイヤ等スクラップの分別を行い、金属類を有価物として売却していた。行為者Aはこれらの廃棄物を堆積させていたことから、県は行為者Aに対して撤去指導を行ってきたが、平成14年3月に火災が発生し、約16時間に渡って廃タイヤ等が燃え続けた。

県は、当該事案に対して、10年間、毎週3、4日程度の立入検査を行った。これにより、平成14年3月には、廃タイヤ約3万本、車両スクラップ約1,500台が堆積していたが、平成22年1月には、廃タイヤ約1万本、車両スクラップほぼなしの状態まで改善した。

しかしながら、行為者Aは、近年は撤去が滞らせていた。また、平成22年1月にも火災し約18時間にわたって延焼させ、精神鑑定の結果等を鑑み行為者を起訴するには至らなかったものの、警察に逮捕拘留された。

このような状況や、蚊の発生、火災の発生のおそれ、強風による廃棄物の飛散のおそれがあることから、平成22年10月、県は行為者Aに対して措置命令を発出した。また、同地の所有者Bは、行為者Aが廃棄物を同地に大量に堆積させていることを承知しているにも関わらず、行為者Aに対して撤去や退去を求める等の措置を講じていなかった。このため、県は、土地所有者を「当該処分を助けた者」とみなし平成22年11月に措置命令を発出した。

しかしながら、行為者A、土地所有者Bともに是正措置を講じなかったことから、県は、平成22～23年度に行政代執行により支障の除去を行った。

代執行後

